

◎新潟県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市下内竹字古天王650番1から 同市古寺字水押13番1まで	新	(A) 8.0～22.2メートル	106.1メートル
		(B) 8.0～22.2メートル	123.7メートル
	旧	8.0～22.2メートル	106.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。